

## 狭山市野球連盟規約細則

第1条 この細則は連盟の規約の施行にあたり、競技運営以外のことについて定める。

第2条 役員

1. 副会長、顧問、参与その他役職については、常任理事会が必要と認めた役職、人員を置くことができる。
2. 任期は2ケ年、再任を妨げない。

第3条 常任理事

Aクラスの監督は、一般部及び審判部どちらかの常任理事に就任する。

第4条 チーム

1. チームの休部扱い  
チームが休部届を提出した時から、3年以内(新規登録料なし)とする。
2. チーム編成の人員  
全軟連の選手登録は25名以内であるが、狭山市に限り25名以上の登録を認める。なお、背番号は「0～99」まで使用可とする。
3. 大会参加費  
納めた参加費は、チームに返還しない。
4. 昇降基準  
別に示す

附則

この規定は、2012年1月17日より施行する。

2017年1月 変更

2023年1月 変更